

今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会 規約

(目的)

第 1 条 成田空港におけるターミナル等の空港施設整備や都心・さらには羽田空港との鉄道アクセスといった今後の成田空港の施設面での機能強化について、幅広い関係者による議論を行うため「今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第 2 条 本検討会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、第 3 条第 1 項に規定する委員長は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求めることができる。

(委員長の任命等)

第 3 条 本検討会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本検討会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員等のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開)

第 4 条 検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 検討会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局は国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課に置く。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、検討会を通じて知りえた秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、検討会で定めるものとする。

付則

この規約は、令和 6 年 9 月 2 4 日から施行する。